



2025 年 9 月 26 日

各 位

本社所在地 東京都墨田区横網 1-10-5
KOKUGIKAN FRONT BUILDING 3 階
会社名 堀田丸正株式会社
代表者 代表取締役社長 上 杉 隼 士
(コード番号 8105 東証スタンダード)
問合せ先 管理部長 矢 部 和 秀
(TEL 03-6824-9481)

臨時株主総会の開催並びに商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 6 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2025 年 8 月 25 日を基準日と定め、臨時株主総会を開催する旨のお知らせをいたしておりましたが、本日開催の取締役会において、2025 年 11 月 11 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に商号変更を含む「定款一部変更の件」（以下「本定款変更」といいます。）を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、上記取締役会において、本臨時株主総会に「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3 名選任の件」及び「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式ユニット（RSU）による事後交付型株式報酬制度の導入に伴う報酬決定の件」を付議することをあわせて決定しております。詳細については、本日付で公表の「代表取締役の異動及び役員の異動に関するお知らせ」及び「譲渡制限付株式ユニット（RSU）による事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をそれぞれご参照ください。

記

I. 本臨時株主総会について

1. 開催日時

2025 年 11 月 11 日（火曜日） 午前 10 時 30 分

2. 開催場所

東京都墨田区横網一丁目 6 番 1 号 国際ファッションセンター 10 階 10A 号室

3. 付議事項

決議事項

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3 名選任の件

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式ユニット（RSU）による事後交付型株式報酬制度の導入に伴う報酬決定の件

第 3 号議案 定款一部変更の件

Ⅱ. 商号の変更について

1. 変更の理由

当社は、下記「Ⅲ. 本定款変更について 1. 本定款変更の目的 (2) 事業目的の追加及び商号の変更」に記載のとおり、当社の新規事業としてビットコイン・トレジャリー事業を開始することとし、また、将来的には（主にビットコイン・トレジャリー事業及びその関連事業に伴う）金融関連事業の開始も視野に入れております。これに伴い、今後、当該新規事業を展開する企業としてふさわしい商号とするべく、商号の変更を行います。

2. 新商号（英文表記）

Bitcoin Japan 株式会社 (Bitcoin Japan Corporation)

3. 変更予定日

2025 年 11 月 11 日

※本臨時株主総会において、本定款変更が承認されることが条件となります。

Ⅲ. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

(1) 発行可能株式総数の増加

今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開を見据え、機動的な資金調達を可能にするため、定款第 6 条（発行可能株式総数）について発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものです。

(2) 事業目的の追加及び商号の変更

今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開を見据え、新たな事業機会に挑戦するべく、当社の新規事業としてビットコイン・トレジャリー事業を開始することとし、また、将来的には（主にビットコイン・トレジャリー事業及びその関連事業に伴う）金融関連事業の開始も視野に入れるため、定款第 2 条（目的）について事業目的の追加・変更等を行うものです。

また、これに伴い、今後、当該新規事業を展開する企業としてふさわしい商号とするべく、定款第 1 条（商号）についても上記「Ⅱ. 商号の変更について」に記載の商号に変更を行うものです。

(3) 種類株式に関する規定の新設等

今後の資本政策の柔軟性を高め、資金調達の選択肢の多様化を図るため、A 種種類株式、B 種種類株式及び C 種種類株式に関する規定を新設するものです（なお、各種類株式に関する規定に係る定款変更は、各種類株式の導入に備えた制度的枠組みを整備するものでありますが、現時点で各種類株式の発行について具体的な計画が進行しているわけではなく、かかる発行が行われるかどうかは未確定です。もっとも、当社は、資金調達の選択肢を検討するため、直ちに投資銀行又は証券会社との協議を開始する予定です。）。将来の機動的な資金調達の検討の可能性や情報の透明性の観点から、各種類株式に関する規定を新設するものですが、今後の検討に伴い、これらの種類株式に係る定款上の規定を修正する必要性が生じた場合には、さらに定款を変更する可能性があります。

2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙「定款変更の内容」のとおりです。

3. 本定款変更の日程

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議 | 2025 年 9 月 26 日 |
| (2) 本臨時株主総会決議 | 2025 年 11 月 11 日 (予定) |
| (3) 効力発生日 | 2025 年 11 月 11 日 (予定) |

以 上

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号) 第 1 条 当社は、<u>堀田丸正株式会社</u>と称し、 英文では <u>MARUSHO HOTTA CO.,LTD.</u>と 表示する。	(商 号) 第 1 条 当社は、<u>Bitcoin Japan株式会社</u>と称 し、英 文 で は <u>Bitcoin Japan</u> <u>Corporation</u>と表示する。
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的 とする。 1. ～18. (条文省略) 19. 有価証券の売買および運用 20. ～22. (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 23. 前各号に附帯する一切の業務	(目 的) 第 2 条 (現行どおり) 1. ～18. (現行どおり) 19. 有価証券の<u>取得、保有、</u>売買およ び運用 20. ～22. (現行どおり) 23. <u>金融商品取引に関する事業</u> 24. <u>金融に関する事業</u> 25. <u>有価証券の売買等の媒介、取次お よび代理ならびに投資顧問業お よび投資運用業</u> 26. <u>AI、ビットコインのマイニングお よびクラウド一般向けのデータ センターの開発およびリースに 関する事業</u> 27. <u>Web3サービスおよびブロックチ ェーン技術に係るコンサルティ ング事業</u> 28. <u>ビットコインへの投資・保有・運 用</u> 29. <u>ビットコインを使った資産運用</u> 30. <u>ビットコインに関連・付随する業 務全般</u> 31. <u>前各号に附帯する一切の業務に 対する投資または融資</u> 32. <u>前各号に附帯する一切の業務</u>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,000</u>	(発行可能株式総数)

万株とする。	第 6 条 当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は、 <u>238, 561, 392株とし、当会社の発行可能種 類株式総数は、それぞれ次のとおりとす る。</u> <u>普通株式 238, 561, 392株</u> <u>A種種類株式 250, 000株</u> <u>B種種類株式 250, 000株</u> <u>C種種類株式 250, 000株</u>
(新設)	<u>(A 種種類株式)</u> 第 6 条 の 2 当 会 社 の 発 行 す る A 種 種 類 株 式 の 内 <u>容は、次項から第 11 項までに定める ものとする。</u> <u>2. 配当金</u> <u>(1) 当会社は、第44条第2項に基づき</u> <u>毎年3月31日を基準日として剰</u> <u>余金の配当を行うときは、当該配</u> <u>当に係る基準日の最終の株主名</u> <u>簿に記載または記録されたA種種</u> <u>類株式を有する株主（以下本条に</u> <u>おいて「A種種類株主」という。）</u> <u>またはA種種類株式の登録株式質</u> <u>権者（A種種類株主と併せて以下</u> <u>本条において「A種種類株主等」と</u> <u>いう。）に対し、第6条の5第1項</u> <u>に定める支払順位に従い、A種種</u> <u>類株式1株につき、当該A種種類</u> <u>株式の1株当たりの払込金額（以</u> <u>下に定義される。）相当額に当該A</u> <u>種種類株式の発行に先立って取</u> <u>締役会の決議により定められる</u> <u>配当率（6％を上限とし、以下本</u> <u>条において「A種種類配当率」とい</u> <u>う。）を乗じて算出した額の金銭</u> <u>（1円未満を切り捨てる。）の配</u> <u>当（かかる配当により支払われる</u> <u>金銭を、以下本条および第6条の</u> <u>5において「A種配当金」という。）</u> <u>を行う。ただし、当該配当に係る</u>

	<u>基準日が属する事業年度において次項に定めるA種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該A種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれるA種種類株式1株あたりの金額をいう。</u> (2) <u>ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、前号に従い計算されるA種配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、前号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する（本号に従い累積する金額を以下本条および第6条の5において「A種累積未払配当金」という。）。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。）までの実日数につき、A種種類配当率を基準として当該A種種類株式の発行に先</u>
--	--

	<u>立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。当会社は、A種累積未払配当金については、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うA種累積未払配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>(3) 当会社は、普通株式を有する株主（以下本条において「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下本条および第6条の5において「普通株主等」という。）に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株主等に対し、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「A種参加型配当金」という。）を、第6条の5第1項に定める支</u>
--	---

	<u>払順位に従い行う。なお、A種参加型配当金の額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>3. 中間配当金</u> <u>当社は、第44条第2項に基づき毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株主等に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「A種中間配当金」という。）を行う。ただし、ある事業年度におけるA種中間配当金の額は、当該事業年度におけるA種配当金の額を超えないものとする。</u> <u>4. 残余財産の分配</u> <u>(1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第6条の5第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</u> <u>(2) A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わな</u>
--	---

	<u>い。</u> <u>5. 議決権</u> <u>(1) A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>(2) 当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合には、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会決議を要しない。</u> <u>6. 普通株式を対価とする取得請求権</u> <u>A種種類株主は、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該A種種類株式の取得を請求することができる期間中、当社に対して、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式（以下本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとする。この場合、当社は、法令の許容する範囲内において、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、金銭の交付は行わない。</u>
--	--

	<u>7. 金銭を対価とする取得請求権</u> <u>A種種類株主は、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該A種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭（以下本条において「請求対象額」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において「金銭対価取得請求」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株につき、請求対象額を当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>8. 普通株式を対価とする取得条項</u> <u>当会社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、A種種類株式の全部または一部を取得すること（以下本条において「普通株式対価償還」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する</u>
--	--

	<u>範囲内において、当該普通株式対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式を、A種種類株主に対して交付するものとする。また、普通株式対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、金銭の交付は行わない。</u> <u>A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。</u> <u>9. 金銭を対価とする取得条項</u> <u>当会社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得すること（以下本条において「金銭対価償還」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対</u>
--	--

	<u>価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。</u> <u>10. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u> <u>当会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u> <u>11. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u> <u>(1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合または分割を行わない。</u> <u>(2) 当会社は、A種種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u> <u>(3) 当会社は、A種種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>
(新設)	<u>(B 種種類株式)</u> <u>第6条の3 当会社の発行する B 種種類株式の内容は、次項から第8項までに定めるものとする。</u> <u>2. 配当金</u> <u>(1) 当会社は、第44条第2項に基づき毎年3月31日を基準日として剰</u>

	<u>余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下本条において「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下本条において「B種種類株主等」という。）に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の1株当たりの払込金額（以下に定義される。）相当額に当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6％を上限とし、以下本条において「B種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「B種配当金」という。）を行う。ただし、当該配当に係る基準日が属する事業年度において次項に定めるB種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該B種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれるB種種類株式1株あたりの金額をいう。</u> <u>(2) ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種配当金につき本号に従い累積したB種累積未払配当金（以下に定義される。）の配当</u>
--	---

	を除く。)の総額が、当該事業年度に係るB種配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、前号に従い計算されるB種配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、前号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する（本号に従い累積する金額を以下本条および第6条の5において「B種累積未払配当金」という。）。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）から累積額がB種種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。）までの実日数につき、B種種類配当率を基準として当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。当会社は、B種累積未払配当金については、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当を行うB種累積未払配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株
--	---

	<u>式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>(3) B種種類株主等に対しては、B種配当金およびB種累積未払配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。</u> <u>3. 中間配当金</u> <u>当会社は、第44条第2項に基づき毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「B種中間配当金」という。)を行う。ただし、ある事業年度におけるB種中間配当金の額は、当該事業年度におけるB種配当金の額を超えないものとする。</u> <u>4. 残余財産の分配</u> <u>(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第6条の5第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</u> <u>(2) B種種類株主等に対しては、前号</u>
--	--

	<u>のほか、残余財産の分配は行わない。</u> <u>5. 議決権</u> <u>(1) B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>(2) 当会社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会決議を要しない。</u> <u>6. 金銭を対価とする取得条項</u> <u>当会社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部を取得すること（以下本条において「金銭対価償還」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的方法に</u>
--	---

	<u>よって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。</u> <u>7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u> <u>当会社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u> <u>8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u> <u>(1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株式について株式の併合または分割を行わない。</u> <u>(2) 当会社は、B種種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u> <u>(3) 当会社は、B種種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>
(新設)	<u>(C種種類株式)</u> <u>第6条の4 当会社の発行するC種種類株式の内容は、次項から第9項までに定めるものとする。</u> <u>2. 配当金</u> <u>(1) 当会社は、第44条第2項に基づき毎年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種種類株式を有する株主（以下本条において「C種種類株主」という。）またはC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主と併せて以下</u>

	<u>本条において「C種種類株主等」という。）に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、当該C種種類株式の1株当たりの払込金額（以下に定義される。）相当額に当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる配当率（6％を上限とし、以下本条において「C種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（1円未満を切り捨てる。）の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「C種配当金」という。）を行う。ただし、当該配当に係る基準日が属する事業年度において次項に定めるC種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。本項において「払込金額」とは、当該C種種類株式を初めて発行するに際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれるC種種類株式1株あたりの金額をいう。</u> <u>(2) ある事業年度に属する日を基準日としてC種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るC種配当金につき本号に従い累積したC種累積未払配当金（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るC種配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、前号に従い計算されるC種配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、前号</u>
--	--

	<u>但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する（本号に従い累積する金額を以下本条および第6条の5において「C種累積未払配当金」という。）。</u>この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）から累積額がC種種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。）までの実日数につき、C種種類配当率を基準として当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、<u>1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。</u>当会社は、C種累積未払配当金については、<u>第6条の5第1項に定める支払順位に従い、C種種類株主等に対して配当する。</u>なお、かかる配当を行うC種累積未払配当金に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、<u>当該端数は切り捨てる。</u> <u>(3) C種種類株主等に対しては、C種配当金およびC種累積未払配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。</u>
--	---

	<u>3. 中間配当金</u> <u>当会社は、第44条第2項に基づき毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種種類株主等に対し、第6条の5第1項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下本条および第6条の5において「C種中間配当金」という。）を行う。ただし、ある事業年度におけるC種中間配当金の額は、当該事業年度におけるC種配当金の額を超えないものとする。</u> <u>4. 残余財産の分配</u> <u>(1) 当会社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、第6条の5第2項に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、当該C種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</u> <u>(2) C種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u> <u>5. 議決権</u> <u>(1) C種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>(2) 当会社が、会社法第322条第1項各</u>
--	--

	号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、C種種類株主を構成員とする種類株主総会決議を要しない。 6. 普通株式を対価とする取得請求権 C種種類株主は、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる当該C種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式（以下本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該普通株式対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を当該C種種類株主に対して交付するものとする。なお、普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、金銭の交付は行わない。 7. 金銭を対価とする取得条項 当会社は、C種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、金銭を対価として、C種種類株式の全部または一部を
--	---

	取得すること（以下本条において「金銭対価償還」という。）ができるものとする。この場合、当会社は、法令の許容する範囲内において、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、C種種類株式1株につき、当該C種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該C種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 C種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、C種種類株主から取得すべきC種種類株式を決定する。 8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除 当会社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。 9. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等 (1) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、C種種類株式について株式の併合または分割を行わない。 (2) 当会社は、C種種類株主に対し、株
--	--

	<u>式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u> (3) <u>当社は、C種種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>
(新設)	<u>(優先順位)</u> <u>第6条の5 A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式および普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金が第1順位、A種配当金およびA種中間配当金が第2順位、B種累積未払配当金が第3順位、B種配当金およびB種中間配当金が第4順位、C種累積未払配当金が第5順位、C種配当金およびC種中間配当金が第6順位、普通株主等に対する剰余金の配当およびA種参加型配当金が第7順位とする。</u> <u>2. A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、C種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。</u> <u>3. 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u>
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数)

	第8条 当会社<u>の普通株式</u>の単元株式数は、100株とし、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の単元株式数は、それぞれ1株とする。
第3章 株主総会 (新設)	第3章 株主総会 (種類株主総会) 第19条の2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。 2. 第14条第3項、第15条、第17条、第18条および第19条の規定は、種類株主総会について準用する。 3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

以 上